

2019 年度  
事業計画書

もっと豊かな社会づくりに  
SDGs と同調し、貢献する

2019 年 10 月 1 日から  
2020 年 9 月 30 日まで

一般財団法人  
日本国土開発未来研究財団

## 2019年度 事業計画書

### I. 基本方針

本財団は「もっと豊かな社会づくりにSDGsと同調し、貢献する」との理念に基づき、これに資する学術研究と、その担い手となる人材育成や学術・教育機関等の助成を目的としている。

### II. 来期事業計画

2019年度においては、以下事業を実施する。

#### 1. 学術研究助成事業

##### (1) 助成対象

上記基本方針に資する学術研究を行う研究者又は研究グループとするが、2019年度の助成対象者の募集は本年8月末に締め切っている。なお、2020年度の助成対象は、本募集を開始する来年6月1日時点で本助成対象となる研究テーマに着手している案件の中から選定する。

##### (2) 助成期間

2019年10月1日から2020年9月30日までの1年間とするが、研究内容により、最長で3年にわたる研究期間を助成対象とする。今期は本財団ホームページ制作時期と重なり募集期間を2ヶ月としたが、来期は募集開始を1ヶ月早め、6月1日からとし、募集期間を3ヶ月に拡大、幅広く応募の機会を設けることとする。

##### (3) 助成金額

1件1年当たり5百万円の範囲内で、助成件数は5～6件程度を想定、総額で30百万円程を来期の予算上限額とする。

##### (4) 応募資格

大学・高専等の学校、研究機関に常勤し、対象となる研究を行う研究者或いは常勤する研究者を中心として構成される研究グループを対象とする。

(5) 選定方法

申請者が所属する各機関の長である学校長、学部長、研究所長等から本財団への研究助成の承認を受けた申請書の中から、本財団理事会が助成事業者を本年 10 月中旬に選定する。

(6) 助成金交付

各申請者に対する交付決定通知は本年 10 月末までに郵送にて行い、11 月中旬に銀行振込にて助成金交付予定。不採択者に対しては、不採択通知書をメールにて送信予定。

(7) 助成結果

本財団から助成金の交付を受けた相手先に対しては、本助成金の使用状況について、本助成事業終了後 1 ヶ月以内に本財団宛「実施報告書」並びに「収支計算書」の提出を義務付ける。

2. 学校教育設備の助成事業

(1) 助成対象

学校訪問等を通じて優秀な人材を確保すべく、本学生が在籍する学校教育機関の充実発展に資する物品購入、リース費用や設備更新費用等に対し、助成を行う。本財団ホームページ開設に合わせ本年 7 月 1 日に本募集要項を掲載済。

(2) 助成期間

2020 年 4 月 1 日から 2021 年 3 月 31 日までの 1 年間とするが、2021 年 2 月末までに本助成事業を完了させる必要がある。本募集期間は 2019 年 11 月 1 日から 2019 年 12 月 31 日までの 2 ヶ月間。

(3) 助成金額

1 件当たり 1 百万円の範囲内で、助成件数は 5～10 件程度を想定、総額で 8 百万円程を来期の予算上限額とする。

(4) 応募資格

高校、高専、大学に在職する教諭、教授、准教授、講師、助教、研究員等を対象とする(共同研究者も同様)。

(5) 選定方法

申請者が所属する各機関の長である学校長、学部長、研究所長等から本財団への研究助成の承認を受けた申請書の中から、本財団理事会が助成事業者を 2020 年 3 月中旬に選定する。

(6) 助成金交付

各申請者に対する交付決定通知は2020年3月末までに郵送にて行い、2020年4月中旬に銀行振込にて助成金交付予定。不採択者に対しては、不採択通知書をメールにて送信予定。

(7) 助成結果

本財団から助成金の交付を受けた相手先に対しては、本助成金の使用状況について、本助成事業終了後1ヶ月以内に本財団宛「実施報告書」並びに「収支計算書」の提出を義務付ける。

3. 奨学金給与事業

(1) 奨学対象

学校訪問等を通じて優秀な人材を確保すべく、当財団が指定する成績基準を満たす学生のうち、2020年4月に入学する新1年生を対象に高校、高専、大学に分けて返済不要な給付型奨学金を支給する。

(2) 奨学期間

前項新1年生が在学する学校の正規の最短就業年限の間とする。但し、本財団が規程する条件(停学、学業不振、留年他)に該当した場合、本奨学生としての資格を失うものとする。なお、本募集期間は2020年4月1日から2020年5月15日までの1ヶ月半とする。

(3) 奨学金額

一人当たりの奨学金給付額は月額、高校2万円、高専2.5万円、大学3万円とし、年間24~36万円を支給する。来期の奨学金給付対象者は原則1校1名、計15名程度とし、総額で4.3百万円程を来期の予算上限額とする。

(4) 応募資格

2020年4月に入学する新1年生(通信制、夜間制を除く)で、日本国籍を有する高校、高専にあつては16歳以下、大学にあつては20歳以下の学生を対象とする。

(5) 推薦並びに選定方法

奨学金給付希望者の保護者が申請人となり、学校長からの推薦状に基づく申請書の中から、本財団理事会が2020年6月下旬に本奨学生を選定する。

(6) 奨学金給付

各申請者に対する給付決定通知は2020年7月上旬に郵送にて行い、2020年7月下旬に2020年4～6月の3ヶ月分をまとめて銀行振込にて給付予定。その後も、四半期毎に3ヶ月分をまとめて給付する。

(7) 奨学生の義務

本奨学生には生活状況報告書、直近の学業成績表及び在学証明書の毎年4月末までの提出を義務付ける。

4. 情報提供事業

(1) 本財団ホームページにおいて、毎年本財団の事業計画並びに決算公告を開示する。また各助成事業の交付先の報告も併せて行い、各助成事業の透明性を高めるとともに写真等のビジュアル含め定期的に財団ホームページを更新する。

(2) 各助成事業について広く募集をかけるべく、本財団ホームページに各募集要項を掲載する。また、本財団が指定する83箇所の大学及び42箇所の高専に対し、本募集要項等をリリース、当該リリース結果の分析も併せて行い、更なる募集拡大につなげる。

Ⅲ. 来期事業予算

2019年度事業予算は、以下の通りとする。

収益／費用(百万円)	2019年度 予算案
基本財産運用益	89.6
経常収益 計	89.6
学術研究助成事業	30.0
学校教育設備助成事業	8.0
奨学金給与事業	4.3
管理費	11.6
経常費用 計	53.9
当期経常増減額	35.7

以上